

平成31年2月28日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社仁木総合建設
業者の住所 : 京都府京都市伏見区淀本町206-16
2. 指名停止措置期間 : 平成31年2月28日から平成31年4月27日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
4. 事 実 概 要
(株)仁木総合建設は、近畿地方整備局木津川上流河川事務所発注の竣工済み工事について、実際とは異なる技術者等をコリンズ(工事实績情報システム)に登録し、虚偽の実績を用いて同事務所発注工事に参加・受注した。この件に関し調査した結果、8件の工事实績についてコリンズの改ざんが認められ、虚偽の実績をもとに2件の入札に参加及び受注していたことが判明した。
なお、中部地方整備局においては、過去5か年の契約実績及び虚偽の実績をもとにした入札への参加実績はない。
5. 指名停止措置理由
(株)仁木総合建設が、コリンズに虚偽の登録をしたことは、指名停止措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当することから、指名停止措置期間を2ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号(052)953-8138